

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
1	連携システム 導入前	連携システム について	連携システムの 経緯・概要	このシステムではケアプランの予定と利用実績を突合や修正ができないということですが、サービス事業者からの実績を確認し、これまで通り居宅介護支援事業所で突合や修正を行うことになるのでしょうか？	ご認識の通りです。本システムで出力したCSVをご利用の介護ソフトに取り込んで頂きこれまで通りの運用を行って頂く想定です。
2				データ連携システムを利用すれば、実績入力は省略されても請求業務は変わらないのでしょうか？	本システムはケアプランのデータを送受信するシステムとなっているため、介護報酬の請求業務は今まで通りですが、介護ソフトへの転記ミスが予防でき、返戻対応の負担軽減が見込めます。
3				給付事務の際、ケアマネの予定と送られてきた実績に相違がある場合はどうなるのでしょうか？	従前どおり事業所様間で確認をしていただく運用を想定しております。
4				ケアプランデータ連携システムの電子証明書の管理について、代理人請求を行っている事業所の運用がどのようになるかを教えてください。	代理請求を行っている事業所（委任事業所）については、新たにケアプラン用の請求委任事業所用ケアプラン証明書を取得いただき、代理人を経由せず事業所が直接システムを利用する運用を想定しております。
5				本システムを導入することで転記不要になるとのことですが、どの部分が転記不要になりますか？	現在、FAXで送られてきている紙媒体のケアプランを介護ソフトに手入力しているところを、本システムと介護ソフトを組み合わせることで、手入力が不要になることを意図しています。サービス事業所側は、ケアマネ事業所から送られてきたケアプラン（予定）を、ケアマネ事業所側はサービス事業所から送られてきたケアプラン（実績）を介護ソフトに入れることになります。
6				メールで添付ファイルを送信するのと何が違うのでしょうか？	ファイルを送受信するという行為自体はメールとあまり変わりません。しかし、要配慮個人情報であるケアプランデータをやり取りするには、強固なセキュリティ対策を講じた本システムを利用することで安心安全に送信することが可能となります。また、メールでは業務に關係の無いメール等も混在するため管理が煩雑となりますが、本システムでは送受信状況の管理が容易となります。
7				連携システム上で取り扱われるCSVファイルは1データが1名分という認識でよろしいでしょうか？ それとも1データが1つの表分でしょうか？	指定する年月分の全利用者分が1つのファイルに出力されるものです。
8				厚労省のケアプラン標準仕様ソフトとは何が該当するのでしょうか？	居宅サービス計画書（第1、2表）、サービス利用票（第6表）、同別票（第7表）のデータ連携を可能とする標準的なフォーマットです。ご利用の介護ソフトが標準仕様ソフトに該当するかは、介護ソフトベンダにお問い合わせください。
9				PDFファイルが送受信できるとの事ですが、PDFにする事ができればどんなデータも送受信できると思います。逆にやってはいけないこと等がありますか？	ケアプランデータ連携の目的以外の用途で利用することを規約上禁止しております。
10				途中で解約はできますか？	利用規約上、申込完了後の返金は致しかねます。自動更新はされませんので、事業所様で更新作業を行わなければ、2年目以降のライセンス料は発生しません。

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
11	(続き) 連携システム導入前	(続き) 連携システムについて	データの取り扱い	具体的に、どのようなデータの内容がCSVで連携されることになるのでしょうか？	居宅サービス計画書（第1、2表）、サービス利用票（第6表）、同別票（第7表）のデータ等が連携可能です。
12				送信したケアプランデータを蓄積し、将来的に活用する想定はありますか？	本システムはデータを蓄積しない仕様となっていますので、送受信のためにサーバに集まったデータについては、一定期間経過後はデータが削除されます。将来的なデータの蓄積については今後厚労省において検討される想定です。
13				保険者や自治体から発行される介護保険証情報、生活保護の情報等もデータ上で共有できますか？	保険者や自治体から発行される介護保険証情報、生活保護の情報等は想定している連携情報ではございません。さらなる介護情報電子化については、国で検討しております。
14				クライアントソフトに送信済みのデータは残りますか？	送信履歴は残りますが、一度送信したデータ（CSVファイル）についてはクライアントソフトには残らない仕組みとなっております。 なお、アップロード元の保存場所から削除されることはありません。
15				一定期間でデータが削除されるとのことですが、期間はどのくらいで削除されますか？	本システムは連携基盤上にデータを保持しない仕様としており、送受信が完了して本システムのクライアントソフトにダウンロードされたデータは連携基盤上から削除される仕様となっておりますが、送信相手先が本システムを起動せずにクライアントソフトにダウンロードがなされない場合等、連携基盤上に残されたデータについては数か月が経過したのからデータを削除する予定です。 なお、連携データをクライアントソフトにダウンロードし、お使いの端末に保存された後は、システム側から削除を行うことはありません。
16		対象事業所	ログインせずに利用申請の事業所が分かる方法はありますか？	導入事業所情報の公開を現在検討中です。なお、未申請の事業所につきましては送信時にエラーとなる仕組みとなっております。	
17			ケアプランデータ連携システムの運用は、居宅介護支援事業者及び国保中央会、国保連合会間で連携することですが、介護予防事業を計画する地域包括支援センターは居宅介護支援事業所とは異なるため、本システム利用の対象外と考えてよいのでしょうか？	地域包括支援センターにおいても介護サービス事業所とケアプラン等のやりとりが発生することから、様式等が標準仕様に則っている限りは、当システムの対象となる想定であります。ただし、居宅介護支援事業所に委託している場合については、対象外となります。	
18			ケアプランデータ連携システムの導入は、地域包括支援センターも対象ということで間違えないでしょうか？市町村に確認したところ、居宅介護支援事業所は対象で地域包括支援センターは対象ではないとの回答がございました。対象であれば、開始時期も令和5年4月からということによろしいでしょうか？	介護サービス計画書第6表（サービス利用票）及び第7表（サービス利用票別表）を簡略化して使用している場合は、連携が可能です。	
19			介護予防支援を委託している居宅介護支援事業所は、サービス事業所からの実績データを一旦居宅介護支援事業所が確認したうえで介護予防支援事業所（包括）に報告していますが、実績データを送信することは可能でしょうか？	地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所に委託している場合については、対象外となります。	

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
20	(続き) 連携システム導入前	(続き) 連携システムについて	利用環境	複数介護事業所を運営している法人で、1ライセンスで複数事業所のデータを連携することは可能でしょうか？	複数介護事業所を運営している法人であっても、事業所番号が異なる場合は1事業所番号ごとに1ライセンスを取得いただき、事業所毎に端末をご用意のうえ、端末内にクライアントソフトをインストールしてご利用いただく必要があります。
21				1台の端末で複数サービス（複数事業所番号あり）分の運用は可能でしょうか？	複数のサービスを運用されている（サービス毎に事業所番号あり）場合は、ケアプランデータ連携システムのご利用につきましては、1事業所番号につき1ライセンス1端末でのご利用をお願いしておりますため、各事業所番号ごとに利用申請及び端末をご用意いただく必要があります。 また、本システムをご利用いただく各事業所の端末内に、利用申請時のKJから始まる事業所ユーザIDにて発行された電子証明書のインストールが必要です。
22				何故クライアントソフトのインストールは、1事業所あたり1端末なのでしょう？	本システムは、1事業所ごと1端末でご利用いただくようお願いしております。その理由ですが、本システムは連携基盤上にデータを保持しない仕様としており、送受信が完了して本システムのクライアントソフトにダウンロードされたデータは連携基盤上から削除される仕様となっていることから、複数端末で本システムを使用してしまうと、ダウンロードしたクライアント端末以外の端末にはデータが存在しない状態となるため、不整合を避ける観点から1事業所ごと1端末でご利用いただくようお願いしております。 一方で、介護ソフトは送受信されたデータを複数人で閲覧・入力できる仕様であることが想定されます。このため、複数の職員が在席する事業所で本システムをご利用する場合は、事業所内で送受信する担当者や本システムをインストールする端末を決定いただいたうえで、連携する端末から介護ソフトへデータ取り込んだ後に複数人で作業するといった運用をご検討下さい。
23				1事業所1ライセンスとのことですが、送受信で取り込んだものは他の端末でも閲覧等は可能でしょうか？	一度端末内に取り込んだデータに関してはクライアントソフト上から削除されますので、メールやUSB等で展開いただければ、他端末でも閲覧可能です。また、介護ソフトに取り込んだ後は、介護ソフトの仕様によっては他の端末からの閲覧も可能と想定されます。
24				複数事業を運営していますが、事業所番号は1つです。その場合1ライセンスでシステムを活用できますか？	1事業所番号で複数サービスを実施されている場合もご利用いただけます。 本システムは、ケアプラン標準仕様に基いて介護ソフトより出力されるCSVファイルをファイル名称に記載された事業所番号をもとに振り分けて送受信するシステムです。このため、ケアプランデータ連携システムのご利用につきましては、1事業所番号につき1ライセンス、1端末でのご利用をお願いしております。 同一の事業所番号で複数のサービスを実施されている場合は、事業所内で送受信する担当者や本システムをインストールする端末を決定いただき、介護ソフトより出力される各サービス毎のデータを送受信する端末に集めてご利用いただく等の運用をご検討下さい。

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
25	(続き) 連携システム導入前	(続き) 連携システムについて	(続き) 利用環境	居宅介護支援事業所に複数人のケアマネージャーがいる場合、どのように運用を考えればよろしいでしょうか？	本システムは、ケアプラン標準仕様に基づいて介護ソフトより出力されるCSVファイルを、ファイル名称に記載された事業所番号をもとに振り分けて送受信するシステムであり、このCSVファイルは指定する年月分の全利用者分が1つのファイルに出力されるものです。一方で、介護ソフトは送受信されたデータを複数人で閲覧・入力できる仕様であることが想定されます。 このため、複数のケアマネージャーが在席する事業所で本システムをご利用する場合は、事業所内で送受信する担当者や本システムをインストールする端末を決定いただいたうえで、予定情報の送信にあたっては、各々のケアマネージャーがご担当されるサービス利用者毎に予定情報を介護ソフトに入力いただいた後に送受信担当者が一括で送信いただき、実績の受信にあたっては、送受信担当者が一括で受信データをお使いの介護ソフトに取り込んでいただいたのちにサービス利用者毎に実績反映の有無を確認いただく等の運用をご検討下さい。
26				CSVを読み取る介護ソフトが必ず必要ということでしょうか？	本システムは介護ソフトと組み合わせてご使用いただくことで効率化を望めるものとなっていることから、介護ソフトは必要とお考え下さい。
27				ケアマネージャーからの毎月の提供表は、事業所側の介護システムの予定表に自動的に反映されますか？また、サービス事業所側からの実績も介護支援事業所側の介護ソフトに反映されますか？	自動反映されるかどうかは、本連携システムによって連携したデータをお使いの介護ソフトに取り込む際の、介護ソフト側の仕様によりますので、取り込み後のデータの反映のされ方については、介護ソフトベンダにお問い合わせください。
28				事業所が用意するケアプランデータ連携システムクライアントは、既存の介護ソフトがインストールされている端末と共用はできないのでしょうか？	ケアプランデータ連携クライアントをインストールするクライアント端末につきましては、動作環境の条件が双方のソフト共に満たされていることを前提に、お使いの介護ソフトがインストールされている端末をお使いいただくことを想定しております。
29				各事業所毎に請求の電子証明書を取得しなくてはならないでしょうか？	各事業所ごと（1事業所番号ごと）に、電子証明書（介護保険証明書または請求委任事業所用ケアプラン証明書）のインストールが必要です。電子証明書はKJから始まる事業所ユーザIDで取得してください。なお、同IDで、事業所毎に利用申請サイトでの利用申請も必要です。
30			連携システムのセキュリティ	個人情報保護の観点においてセキュリティ部分に問題はないのでしょうか？	セキュリティ対策につきましては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」等を踏まえた対策を実施しております。また、送受信にあたってはデータの暗号化を行うとともに、電子証明書により電子署名を行うことで該当のデータ送信が事業所本人によってされたものかを確認するなりすまし対策も行っております。
31	システムの導入手順		システムの導入手順	ケアプラン連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？	本システムを利用するには、標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトのインストール、電子証明書インストール状況の確認、ライセンスの利用申請の4つが必要になります。 詳細は本サポートサイト内「お知らせ一覧」より、「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
32		システムの導入費用・ライセンス利用料	ライセンス利用料	ライセンス料が徴収される時期を教えてください。	毎月1日～15日の利用申請は当月の請求（翌月の介護報酬支払分）からの差引になります。16日以降は翌月の請求（翌々月の介護報酬支払分）からの差引になります。 例）5月14日に利用申請された場合、6月の介護報酬支払分から差引されます。
33				ライセンス料の支払い日を教えてください。	介護請求からの差引の場合は、毎月の介護報酬支払日が支払日となります。
34				同一法人で複数事業所がある場合、全ての事業所で利用する場合は21,000円×事業所の数という認識で合っていますか？	事業所番号が異なる場合は、21,000円×事業所の数という認識で間違いありません。
35				1ライセンスあたり21,000円とのことですが、ケアプランデータ連携システムを3年間利用する場合は、21,000円×3＝63,000円が必要になるのでしょうか？	3年間ご利用いただく場合は、合計63,000円のライセンス料となります。利用期間については、1年間ごとの契約とする予定です。
36				4月に稼働が開始し4月より利用した場合、ライセンス料請求（支払い）は毎月頃になりますか？	4月1日から13日までに事前利用申請していただいた分は、介護請求の5月審査分（6月支払）との差引となります。
37				無料の試用期間（お試し期間）のようなものを設けていただきたいです。	ライセンス料を基にシステム運用や保守に係る経費、今後の機能改善に充当する必要があるため、無料の期間は設定せずにライセンス料をご負担いただく仕組みとしました。関連資料や操作マニュアル等をご確認頂き、導入をご検討下さい。
38			支払い方法	ライセンス料の徴収方法をお教えてください。	利用規約の通り、介護給付費からの差引が基本となります。請求書での支払い（第8条3項）をご希望の場合は、事業所の所在地の国保連合会に請求書を発行依頼してください。振り込み事務及び振込手数料にかかる費用は、事業所にてご負担をお願いします。
39				代理人請求を行っている場合、ライセンス料の支払い方法に関しては請求書払いとなるのでしょうか？	本システムのご利用には事業所様毎にお申し込みいただく必要が御座います。従って、代理人請求を行っている事業所様もご利用される事業所毎の利用申請の上、運用をお願いします。 ライセンス料の支払いは、介護請求からの差引または請求書払いとなります。
40				介護給付費支払決定額通知書の記載について、ケアプランデータ連携システムの使用に伴い、介護給付費等から差引されるライセンス料の記載は、「①既存の「電子証明書発行手数料」とは別枠で記載される」「②既存の「電子証明書発行手数料」と合算される」のいずれを想定されてますでしょうか？	①既存の「電子証明書発行手数料」とは別枠で記載されます。
41			導入にかかる費用・補助金	新規開設事業者は、「年額「21,000円」のライセンス料と、3年ごと「13,200円」の電子証明書発行手数料の両方が費用としてかかる。」と思いますが、この認識で合っていますか？また、すでに「13,200円」支払済みで有効期間内の介護保険伝送請求を行っている事業所の当該費用の内訳と金額について教えてください。	新規開設事業所については、お見込みの通りです。すでに介護保険伝送請求を行っている事業所（有効な電子証明書をお持ちの事業所）については、ライセンス料の年額21,000円のみが費用となります。

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
42	各種利用申請・ダウンロード・インストール	利用申請・製品ダウンロード・インストール	利用状況の確認（ライセンス）	利用料金の1事業所単位の考え方を教えてください。	1事業所番号あたり21,000円が必要となります。複数事業所を運営している場合であっても同様となります。
43				ライセンス料金について、加入月から1年間有効とのことですが、更新はその加入月でまた更新となりますか。	年度単位ではなく、申し込み日を起点として1年間ご利用いただけるライセンスとなります。
44				ライセンスは自動で更新されますか？一年ごとに申請が必要でしょうか？	自動更新はなく、一年ごとに申請をいただく必要があります。
45				時期に関係なく、いつでも利用の開始は可能でしょうか？	令和5年4月以降いつでもご利用を開始していただけます。ライセンス料は1年更新となっております。
46				利用申請が完了しているか、どのようにすれば確認できますか？	利用申請サイトの「利用申請/更新」画面にて、「利用申請が正常に完了しております。」と表示されておりましたら、既に利用申請が完了している状態です。
47				製品・マニュアルダウンロードの方法	端末が壊れた場合等は無料で再インストールは可能でしょうか？
48	電子証明書申請・ダウンロード・インストール	利用可能な電子証明書の種類	ケアプランデータ連携システム用の電子証明書発行は、「(1)既存の介護保険電子証明書と同じ(13,200円、有効期間3年)」、「(2)既存の介護保険電子証明書より安価な証明書を新設」のいずれになるのでしょうか？	(2)既存の介護保険電子証明書より安価な証明書を新設(料金は無料)となります。なお電子請求受付システムを利用するために既に発行済みの介護保険電子証明書(13,200円、有効期間3年)をお持ちの場合には、お持ちの電子証明書をそのままご利用いただき、(2)の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。	
49			利用可能な電子証明書の種類はどのようなものがありますか？	本システムで利用可能な電子証明書は、介護保険証明書もしくは請求委任事業所用ケアプラン証明書の2種類になります。 代理人証明書、障害総合支援証明書は本システムではご利用いただけません。	
50			代理請求を行っておりますが、ケアプラン連携システム用に新たに電子証明書は必要でしょうか？	代理人証明書は本システムではご利用いただけません。請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得をしてご利用ください。 尚、請求業務は変わらず、代理請求の運用で問題ございません。	
51			今回取得した電子証明書は、今後、介護請求の伝送のための電子証明書に転用は可能でしょうか？(現在、自事業所は伝送システムを導入していません)	無償でご提供するケアプラン用の電子証明書は介護請求にはご利用いただけませんので、介護請求を伝送で始められる場合は介護請求用の電子証明書(有償)の申請が必要となります。	
52			電子請求の証明書を流用可能とのことですが、ケアマネと請求事務の担当が違う場合でも、請求事務を行う端末にケアプランデータ連携システムクライアントソフトをインストールする必要があるということでしょうか？それとも異なる端末でも利用可能でしょうか？	すでに請求事務で取得いただいている電子証明書は別端末にも格納することが可能です。この場合の手続きは電子請求受付システムのマニュアルをご確認ください。	

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
53		電子証明書申請・ダウンロード・インストール	電子証明書の申請方法	請求委任事業所用ケアプラン証明書はどの様に申請すればよいでしょうか？	電子請求受付システムから、請求委任事業所用ケアプラン証明書を申請することができます。申請方法はサポートサイトのお知らせ内の「別紙3-3 介護電子請求受付システム操作マニュアル3.7章」をご参照ください。
証明書発行用パスワードが分かりません。再発行できますか？				電子請求受付システムから、再度証明書発行用パスワードを発行することができます。発行方法はサポートサイトのお知らせ内の「別紙3-2 介護電子請求受付システム操作マニュアル3.6.4章」をご参照ください。	
パスワードが分からず、電子請求受付システムにログインできません。				所在地の国保連合会に再度申請いただく必要があります。所在地の国保連合会へ「電子請求受付システムにログインするためのKJから始まるID/パスワードを発行したい」旨をお伝えして発行申請し、「電子請求登録結果に関するお知らせ」を取得してログインしてください。	
56			電子証明書のダウンロード・インストール方法	電子証明書は既にもっていますが、その端末以外でのシステムの活用は可能でしょうか？	すでに請求事務で取得頂いている電子証明書は、再インストールという方法で、別端末にも格納することが可能ですので、本システム利用の端末に電子証明書をインストールして下さい。この場合の手続きは電子請求受付システムのマニュアルをご確認下さい。
57	連携システム操作方法	連携システム操作方法	データ送信方法	CSVファイル送受信の際のデータ命名ルールの設定等はできますか？ 例) A事業所 年 月 分 提供票	CSVファイルのファイル名については、介護ソフトから出力された状態から変更しないようお願いいたします。標準仕様に準拠したファイル名以外での送受信は行えません。
58				送信したケアプランデータが受信側に届いたことを送信側が認識することは可能でしょうか？	受信側が事業所の端末にデータをダウンロードしたことを、送信側の送信一覧画面上で認識することが可能となります。
59				介護システムの端末がインターネット接続していない場合は、ケアプランデータをCSVファイル出力し、USBメモリ等にデータを移して、ケアプラン連携システムがダウンロードされている端末から事業所へ送付するという方法になりますか？	ご認識の通りです。ただし、ケアプランデータ連携システムをお使いの端末がインターネット接続している必要があります。
60				第6表と第7表のみを事業所へ送る事は可能でしょうか？	第6表と第7表と6.7表に紐づく利用者補足情報は必ずセットで送付をお願いいたします。
61				送信したい相手先(送信先)は、システム内で検索して選択するという方法なのでしょうか？相手先がデータ連携システムを利用していれば、連絡先等を手入力しなくても、検索すれば送信先を選択できるのでしょうか？	ケアプラン標準仕様に基づいて介護ソフトより出力されるCSVファイルの名称には、送信先の事業所番号が記載されておりますので、この情報をもとに自動で送信先が入力されます。個別に送信先を手入力されたい場合は、検索機能はございませんので、送信先の事業所番号を把握していただく必要があります。
62				データ送信時に、事業所へのメッセージは個別設定しか出来ないのでしょうか？一つのメッセージを複数事業所へ一括送信出来ないのでしょうか？	一括で指定はできないため、同一のメッセージを送付の際はコピーペースト等でご対応ください。ご要望として今後検討いたします。
63				居宅から提供表予定がCSVで届きソフトに取り込みます。その後、実績を入力したものを実績でCSVで送りますが、予定と実績に相違があった場合、取り込んだデータは上書きされますが、予定と実績は別に確認できるようになりますか？	本システムはデータ連携用の仕組みであり、データの蓄積がなされないため、データの上書きという考え方はありません。取り込みデータについてはお使いの介護ソフトの仕様をご確認下さい。

ケアプランデータ連携システム Q&A

No.	大分類	中分類	小分類	質問	回答
64	(続き) 連携システム操作方法	(続き) 連携システム操作方法	(続き) データ送信方法	実績のデータ受信、ダウンロードのみと伺いましたが、例えば訪問看護等の緊急時加算で追加になった場合、実績が予定より上回る場合は、データ受信後に居宅事業所内で確認修正が必要という理解でよろしいでしょうか？	本システムはケアプランのデータを送受信するシステムとなっているため、CSVをご利用の介護ソフトに取り込んで頂いた後、確認修正等ができるかどうかお使いの介護ベンダーにお聞きいただけますようお願いいたします。
65				データの一括送信は、何名の利用者様分まで送付可能でしょうか？	一括送信の機能では一度に50件の送付が可能です。また、1件あたりに送付できるファイル数は7ファイルまでとなっております。1件の送信につき、10MBのデータ量まで送信可能です。 なお、1事業所に対して居宅サービス計画書と提供表を送信する場合は、2件の取扱いとなります。
66				第3表を含めたPDFファイルも送信できるということでしたが、6・7表のCSVファイルのようにファイル名のルールはありますか？	PDFファイルにはファイル名のルールはございません。
67				第3表が連携できないのはなぜでしょうか？	第3表はpdfファイルにてお送りいただくことが可能です。
68				PDFでの送信は可能とのことですが、ワードやエクセルの送信は不可でしょうか？	ワードやエクセルの機能でPDFに保存いただくことで送信する事も可能です。PDF以外に送信可能なファイルはcsv、jpeg、jpg、png、gif、txtとなります。
69				PDFで送信された場合、1枚ずつ切り分けられて届きますか？又は100枚あれば100枚つながった状態で届きますか？	1ファイルにまとめた状態で送信いただければつながった状態で送信が可能です。複数ファイルに分かれた状態で送信いただいた場合は複数ファイルに分かれた状態で受信先へ届きます。
70				送り先が1事業所番号で、居宅と3つのサービス事業所があります。送信先は自動で振り分けられるのでしょうか？	送受信は事業所番号単位で行うため、すべて同じ送信先に送付される仕組みとなっております。
71				CSVファイル等のドラッグ＆ペーストとは、どのような操作でしょうか？	お使いの端末のマウスボタンを押下してドラッグを行うと、ファイルやアプリのアイコンをつかんで持ち上げたような状態になります。ドラッグしたアイコンを移動させたい場所で、押下しているマウスボタンから指を離していただくことでペーストされた状態になります。
72			データ受信方法	事業所からのデータの中には実績だけではなくサービス報告書やモニタリングも送受信可能でしょうか？	PDF形式のファイルとして送受信可能です。
73				サービス事業所からのモニタリング内容について連携は可能でしょうか？	PDFにして頂ければ送受信可能です。
74				ケアプランの標準様式以外のデータ（入院時・退院時情報等）の送信は可能でしょうか？	標準様式以外の情報は、pdf、jpeg、jpg、png、gif、txtで出力したものを添付ファイルとして送信可能です。
75				データがアップロードされた際にクライアントソフトから通知は届きますか？	クライアントソフトを立ち上げて頂き、受信一覧の画面から更新ボタンを押下して下さい。 クライアントソフトに受信した直後は薄い緑の背景色、データをご利用の端末にダウンロードした情報は白い背景色で表示します。
76				クライアントソフトにて、データの一括受信は可能でしょうか？	一括受信は可能です。